〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　村瀬眼科クリニック

①　□ 財団　　■ 社団（ ■ 出資持分なし　□ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　■ 出資額限度法人

□ その他

③　■ 基金制度採用　　□ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　岐阜県下呂市萩原町花池１７番地１

(3) 設立認可年月日　　昭和・(平成)・令和　２８年７月２２日

(4) 設立登記年月日　　昭和・(平成)・令和　２８年８月　１日

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード	開　設　場　所	許可病床数
診 療 所	村瀬眼科クリニック	2112801119	岐阜県下呂市萩原町花池１７番地１	一般病床　６床 療養病床　０床 [医療保険　０床] [介護保険　０床]

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和７年９月２８日　　令和６年度決算の決定

令和８年７月２０日　　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

〃　　令和８年度の借入金額の最高限度額の決定

様式２６－３

法人名　　医療法人　村瀬眼科クリニック
所在地　　岐阜県下呂市萩原町花池１７番地１

※医療法人整理番号					

財　産　目　録

（令和８年７月３１日現在）

１．資　産　額	529,623	千円
２．負　債　額	166,343	千円
３．純　資　産　額	363,280	千円

（内　訳）　　（単位：千円）

区　分		金　額
A　流動資産		123,113
B　固定資産		406,509
C　資産合計	（A＋B）	529,623
D　負債合計		166,343
E　純　資　産	（C－D）	363,280

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式２６－１－２（新法：診療所を開設する医療法人）

法人名　医療法人　村瀬眼科クリニック
所在地　岐阜県下呂市萩原町花池１７番地１

※医療法人整理番号					

貸　借　対　照　表

（令和８年７月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	123,113	**Ⅰ 流動負債**	103,605
Ⅱ 固定資産	406,509	**Ⅱ 固定負債**	62,738
１ 有形固定資産	38,269	負債合計	166,343
２ 無形固定資産	1,029	純資産の部	
３ その他の資産	367,211	科目	金額
		Ⅰ 資本剰余金	0
		Ⅱ 利益剰余金	333,280
		１ 代替基金	70,000
		２ その他利益剰余金	263,280
		Ⅲ 評価・換算差額等	0
		Ⅳ 基金	30,000
		純資産合計	363,280
資産合計	529,623	負債・純資産合計	529,623

様式２６－２－２（診療所を開設する医療法人）

法人名　医療法人　村瀬眼科クリニック
所在地　岐阜県下呂市萩原町花池１７番地１

※医療法人整理番号					

損　益　計　算　書

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月３１日）

（単位：千円）

科　目	金　額
Ⅰ 事業損益	
Ａ 本来業務事業損益	
１ 事業収益	383,844
２ 事業費用	378,913
本来業務事業利益	4,930
Ｂ 附帯業務事業損益	
１ 事業収益	0
２ 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	4,930
Ⅱ 事業外収益	27,926
Ⅲ 事業外費用	1,102
経常利益	31,754
Ⅳ 特別利益	349
Ⅴ 特別損失	0
税引前当期純利益	32,103
法人税等	4,984
当期純利益	27,119

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　村瀬眼科クリニック
理事長　　村瀬　寛紀　　殿

私は、医療法人　村瀬眼科クリニックの令和７会計年度（令和７年８月１日から令和８年７月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和　８年９月３０日
医療法人　村瀬眼科クリニック
監事　鷲野　亨